

## 議 事 概 要

会議の名称 平成29年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 平成29年11月21日(火) 午後1時30分から午後3時まで

開催場所 会議室E, F

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	近藤 了子
公益代表委員	柳生 聖子
事務局 福祉部次長	成瀬 拓
保険医療課長	林 元美
同課長補佐兼国保年金係長	名久井 洋一
同係専門員	下菌 のぞみ

傍聴者人数 4名

会議の公開・非公開  公開

### 議題

- 1 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について
- 2 国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について
- 3 愛知県国民健康保険運営方針(素案)について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

## 議 事 録

1 あいさつ 福祉部次長 成瀬 拓

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、塚本正美委員を指名。

3 議題

(1) 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について  
事務局説明 資料1により、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 審査支払手数料というのは全国一律なのですか。

事務局 全国の状況までは把握していませんが、この手数料単価は愛知県国民健康保険団体連合会が決定したもので、県内一律の金額となっています。

会長 後期高齢者支援金の増額理由として被保険者数の予算見込値が9,756人、基金算定値が10,147人となっていますが、これは長久手市の後期高齢者の人数が増えたということですか。

事務局 増減理由に示した被保険者数見込というのは、平成29年度予算作成時に長久手市が国民健康保険の被保険者数を推計した数字です。そして、基金見込値は社会保険診療報酬支払基金が長久手市の被保険者数を独自に推計した数字となっています。

会長 後期高齢者支援金というのは、長久手市の後期高齢者の人数で決まるわけではないのですね。

事務局 そうです。後期高齢者支援金は、75歳未満の被保険者が後期高齢者医療のために負担するものです。社会保険診療報酬支払基金により被保険者一人当たりの負担額と被保険者数の推計が決められ、それらを掛け合わせて支援金の額が決定されます。

副会長 後期高齢者支援金というのは、毎年必ず上がっていく、というものでもないのですね。

事務局 後期高齢者支援金は75歳以上の後期高齢者に係る医療費を75歳未満の現役世代が支えていくという制度であり、国民健康保険だけでな

く、健康保険組合等も負担しています。後期高齢者数が増加傾向にあるため、支援金も増加傾向になると思われます。

会長 他に質問はありませんか。

議題（１）については報告ということですので、委員の皆様はご承知おきください。

事務局 今回ご説明した補正予算（案）については、12月議会に上程していきます。

会長 それでは、次の議題に進みます。

## （２）国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

事務局説明 資料２、参考資料１、参考資料２により、国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について説明

### 質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 参考資料１によると、長久手市の所得金額は２位となっているのですね。

事務局 長久手市の国保加入者の一人当たりの所得金額は全国平均と比較しても高い水準にあります。愛知県の所得シェアの約0.7%を占めています。

委員 愛知県のすべての市町村の医療費指数が全国平均より低くなっているが、愛知県は健康な県なのですか。

事務局 この医療費は医療費水準を反映したもので、必ずしも健康度を表しているわけではありません。

会長 資料２の平成28年度決算ベースで見ると、納付金を払っていくためには1億982万円の法定外繰入をしてもなお2億575万円足りないのですね。この足りない分をどうするかを考えないといけないということですね。

保険税を上げざるを得ないと思いますが、一度に上げてしまうと、大きな増加率となってしまうので、どのように上げていくかを考えていかないとイケませんね。

委員 この納付金の額は県内の他の市町村は公平だととらえているのですか。

事務局 この納付金の額は11月13日の県内全市町村が集まる会議で県より提示されました。県の説明としては、県全体で保険給付などに必要な

金額を県内市町村が助け合って負担していくというものでした。公平かどうかという点については市町村によってとらえ方は様々だと思います。

長久手市について言えば、医療費水準は決して高くはありませんが、所得水準を反映して比較的納付金の額が高くなっています。また、市町村の状況によっては所得水準が低くても医療費水準が高ければ、納付金の額が高くなるということもあります。そのような意味では公平さは保たれていると思います。

また、暫定措置ではありますが、今回は激変緩和措置により長久手市の場合は納付金の金額が約1億円程度減額となっています。今回の国保制度改革に伴って設けられる納付金の額の負担が大幅に大きくなるような市町村には全体の中で配慮されています。

会長 納付金を払っていくためには、平成28年度決算ベースで2億575万円足りません。それを法定外繰入金でまかなうのか、保険税でまかなうのか。本来法定外繰入金は減らしていくべきだとは思いますが、それにはどうしても保険税を上げざるを得ないと感じます。資料2の下部に「保険税の負担を緩和する（保険税収不足を補填する）ための、法定外繰入金については、国保加入者の急激な負担増にならないよう、数年間かけて、段階的に保険税率改定を行うことにより、解消することを目指します。」とありますが、市として何か計画のようなものはありますか。

事務局 納付金（保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金）の支払や保健事業の実施に必要な額を保険税と法定外繰入金で支払っていくこととなります。保険税と繰入金のバランスをどのようにしていくかを考える必要があります。

長久手市の場合は平成17年度以降、税率改定を行っていません。しかし、この10年間の間に医療費などの負担は増えてきています。その増加分を法定外繰入金を増やすことによりまかなってきました。平成28年度では1億円、納付金をまかなうためにはさらに約2億円必要になります。この分をすべて保険税でまかなおうとすると、ひとり2万、3万という負担増になってしまいます。それを一度に増やすのは難しいですが、国民健康保険で必要な費用は国民健康保険加入者が負担するという基本的な考え方があります。ある程度は国民健康保険税でまかなっていくことができるようにする道筋を作る必要があります。保険税収入を増やしていく税率改定を行っていくことが必要です。具体的にどのように改定していくかは、次回の運営協議会で提案いたします。

会長       では、事務局は次回の運営協議会で具体的な保険税率の改定案を提案してください。平成 28 年度決算ベースで見たときの不足額の約 2 億円（一人当たり 2 万円）をどのように解消していくかということですね。

（3）愛知県国民健康保険運営方針（素案）について

事務局説明   資料 3 により、愛知県国民健康保険運営方針（素案）について説明。

質疑応答・意見等

会長       質問はありませんか。

会長       新制度に移行していくための計画書といったものですね。

事務局   はい。県全体の国保の運営方針を示すものです。

委員       目標収納率が示されていますが、長久手市の収納率はどのくらいですか。

事務局   平成 28 年度決算の現年度保険税の収納率は 95.68%です。

会長       滞納する人は生活困窮者ですか。

事務局   様々です。生活が苦しい方もいらっしゃると思いますが、払いたくないという方も多くいます。

会長       国民健康保険税は強制徴収できるのですか。

事務局   差し押さえ等の強制徴収も行っています。

運営方針（素案）では、目標収納率や収納率向上にかかる取組について記載されています。素案に対して長久手市からは、収納率向上にかかる取組については、被保険者の状況（所得、世帯の状況）により、市町村ごとの独自の取組を進めることが必要である、という意見を提出しています。

会長       データヘルス計画（保健事業実施計画）は策定されていますか。

事務局   はい。平成 27 年度に計画策定を行い、平成 28 年度は高血圧、肥満の方を対象に健康教室を実施し、平成 29 年度は糖尿病重症化予防事業を実施しました。次回の運営協議会において、実施した事業の状況や長久手市国保加入者の疾病状況について報告いたします。

会長       その他、委員の皆様、意見等はございませんか。

それでは、本日の議題は以上となります。

事務局   本日は、平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に伴う国保事業費

納付金の仮算定の結果、その納付金をまかなうために必要な額（保険  
税収入・法定外繰入金）についてご説明しました。本日みなさまから  
いただいた意見をふまえて、保険税率の改定案について、次回12月開  
催の運営協議会で提案させていただきます。また、委員のみなさまの  
ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

さらに、1月下旬開催予定の運営協議会では、来年度の税率改定を盛  
り込んだ「長久手市国民健康保険税条例改正案」について諮問する予  
定となっています。

以上をもちまして、平成29年度第2回長久手市国民健康保険運営  
協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時終了